

令和4年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年2月10日(金)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	なし
出席推進委員	廣東宣明委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 池口稔委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第11回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号8番の小西委員と議席番号9番の角委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦局長）

今回は、議案の訂正、追加、取り下げはありません。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号36の淀江町富繁から5ページ番号43の蚊屋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号36番及び番号37番淀江町富繁と淀江町小波の議案について説明いたします。富繁構造改善センター近くにありますが田1筆174平方メートルの農地と米子果実選果場近くにありますが畑1筆174平方メートルの農地を、この度合意され交換されるものです。取得後の経営面積は同じ面積の交換ですので128アールと243アールで変更ありません。

番号38番及び番号39番の石井及び榎原の議案について説明いたします。南部体育館近くにありますが田3筆4823平方メートルの農地と介護施設アイアイの近くにありますが田3筆3017平方メートルの農地をそれぞれの譲受人とこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積はそれぞれ156アールと644アールです。

番号40番の諏訪の議案について説明いたします。五千石小学校南にあります田3筆2036平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は日南町とあわせて140アールです。

番号41番及び番号42番の福市の議案について説明いたします。福市集落の北にあります大川橋近くに位置します畑2筆791平方メートルの農地と、丸合五千石店近くに位置します田1筆2987平方メートルの農地をそれぞれの譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積はそれぞれ37アールと伯耆町とあわせて65アールです。

番号43番の蚊屋の議案について説明いたします。県立米子養護学校近くにありますが畑1筆458平方メートルの農地を立会の際に進入路

もないほ場のため渡し人から頼まれ、合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は大山町と合わせて38アールです。3条許可案件は以上8件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号36の淀江町富繁と番号37の淀江町小波について、担当委員さんから補足があればお願いします。

富田農業委員

議案について補足いたします。それぞれの耕作作業が便利になるように交換という事になりました。許可については問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

続いて、番号38の石井について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小林(正)推進委員

38番議案について説明いたします。譲渡人が、高齢で後継者がいないという事で、売却を希望されました。現地調査は2月4日に岩佐農業委員と行いました。管理もされていて、許可については問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

続いて、番号39の榎原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

39番議案について説明いたします。38番と同じ譲渡人が、高齢で後継者がいないという事で、売却を希望されました。2年前に息子さんの方が亡くなられてから譲受人が耕作管理してこられました。現地調査は2月7日に田子農業委員と行いました。秋耕耘もされていて許可については問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

続いて、5ページ番号40の諏訪から番号42の福市について、担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

現地調査は2月6日に行いました。番号40については、日南町の方ですが、住宅の取得に併せて田も取得されました。現況は、きれいに刈ってあるように見えますが、実は草が生えており、耕作放棄地でした。米子に住まわれて、今後農業をやっていききたいという事ですので、許可については問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

続いて、番号41と番号42は譲渡人が転居され、番号41は耕作放棄地になっており、番号42については耕作委託をしておられましたが、もう誰かに譲りたいという事で、今回の申請となりました。許可については問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

続いて、番号43の蚊屋について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

43番議案について説明いたします。現地調査は2月3日に行いました。境界の立ち会いをした時に、県外在住の譲渡人が困っておられて、隣の方に何とかしてもらえないかという事で、無償で貰われるように合意されました。現状も、このまま放っておくと耕作放棄地になりかねないので、許可については問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは7ページ、番号5の車尾南2丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

5番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸駐車場、月極駐車場を計画したものです。1月31日に舩越農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高10センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、既存コンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はあ

りません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願ひします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、9ページ、番号118の大篠津町から番号119の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願ひします。

本池推進委員

118番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。1月30日に角委員と現地確認を行いました。造成計画は、10～30センチメートルの盛土造成を行い、隣地境界に土羽打ちを実施します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて、119番の議案について説明します。118番の並びみたいな所ですが、詳細は議案および別紙のとおりです。1月30日に角委員と現地確認を行いました。転用目的は、一般住宅を計画したものです。造成計画は、表土鋤取り後、盛土25～35センチメートルの

盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20センチメートルを2段設置します。雨水の排水について敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号120の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

120番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、祖父から土地を借りて、一般住宅を計画したものです。2月6日に公本農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁高さ80センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、一部隣接農地所有者が所在不明であったり、隣接農地所有者の相続人全員が相続放棄していたため、同意書の添付ができない旨の理由書の提出を受けています。その事については、調査できる範囲で確認しました。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号121の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

121番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月3日に山中推進委員と、現地確認を行いました。被害防除計画について、造成は行わず、整地のみを行います。擁壁等について、既存のコンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号122の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

122番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は東山運動公園の近くです。転用目的は、資材置場を計画したものです。建設会社の資材置き場として利用されるものです。1月31日に船越農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高25センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等については、既存のコンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について、問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号123の榎原から番号124の榎原について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

123番と124番の議案について、申請地が近接しており、申請人も被害防除計画も同じであるため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。2月7日に大塚推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。なお、隣接農地所有者の同意状況ですが、123番については、隣接農地は譲渡人の農地のみです。124番については、一名の隣接農地所有者について所在不明のため同意書が添付できない旨の理由書がありましたが、申請地に接している大部分の隣接農地の所有者のほうか

らは同意が得られています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号125の古豊千についてですが、この案件は、私が関係しますので、議事に参与できません。議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（中本会長職務代理者）

会長職務代理者の中本が議長を務めさせていただきます。

それでは、番号125の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。現地調査は、昨年10月の総会で審議したもので、その時と変わっていないため、今回は行っていません。造成計画は、10月の時と全く同じで、今回の再提出について、隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。取下げをして、再度申請をしたというそれについては、私の方からではなく、事務局の方から説明してもらいたいと思います。地元委員としては、10月の時と同様に何ら問題ないと思います。以上です。

事務局（石田主任）

森中委員より説明があった通り、昨年10月総会にて一度ご審議いただいた案件です。当初の申請では、登記簿の面積と同じ517平方メートルで農地転用の申請がありました。一方、他法令の関係になりますが、今回の土地が市街化調整区域内の農地のため、都市計画法に基づく開発許可あるいは建築許可が必要となります。登記簿上では517平方メートルですが、実測面積では恐らく500平方メートル以下になるだろうと申請代理人が考えておられたこともあり、より手続きの所用期間の短い都市計画法43条での申請でスケジュールを組んでおられました。その後、実測面積が500平方メートルを超えていることが判明し、都市計画法の担当部局とも相談され、この度、500平方メートルを切る形での再度の申請となりました。ですので、当初の農地転用申請を取下げ、面積を変更して再度の申請を出されたというのが、この度の経緯になります。先程森中委員より説明があった通り、被害防除計画等は変更ありません。

議長（中本会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。関係者の田邊委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（田邊会長）

続きまして、11ページ番号126の淀江町佐陀から番号127の淀江町佐陀について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

まず、126番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。2月4日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は50センチメートル～110センチメートルの盛土造成を行います。隣接地との間には既存の擁壁があります。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

続いて127番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。2月4日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用し転圧・整地のみ行います。雨水の排水について自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、12ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について15ページ番号2-1から17ページ番号2-14までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

15ページ、番号2-1から番号2-2は再設定です。

番号2-3は新規設定です。

番号2-4から16ページ番号2-10は再設定です。

17ページ番号2-11は新規設定です。

番号2-12から番号2-14は再設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

まず、15ページ番号2-1から17ページ番号2-13までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号2-14について採決したいと思います。これについては、関係者の大縄委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、20ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から29ページ番号2-48までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。20ページ番号2-1から29ページ番号2-48まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので24件、Bは相対

の契約から中間管理事業への切替 8 件、D は期間満了による更新で 16 件です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、32 ページ、議案第 5 号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。それでは、33 ページ番号 1 から 39 ページ番号 25 までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について耕作者選定理由をご説明いたします。

35 ページ番号 6 及び番号 7 は新規就農者で、初めての配分です。そのほか 33 ページ番号 1 から 39 ページ番号 25 は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。まず、33 ページ番号 1 から 39 ページ番号 24 までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて番号25について採決したいと思います。これについては、関係者の富田委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

41ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、42ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、43ページから46ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、18件を受理しています。

次に、47ページの非農地現況証明について、1件を証明しています。

次に、48ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、49ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

田中農業委員

45ページの合意解約104番の賃借人について、大量に解約しており、余り良い話が伝わってこないが、事務局の方で話せる範囲で話

してもらえないか。

事務局（妹尾係長）

余り情報が無いのですが、自己破産の申立をされて、弁護士さん関与でこちらの農地については解約されましたが、農業は続けていくとの事で、この解約以外の農地で農業を続けていくと聞いています。

田中農業委員

農業委員をしている中で、新規就農者として参入してきたが、補助金が切れたらバンザイという印象があり、指導的な事は担い手育成機構だと思うが、もうちょっと農業委員が積極的に関わられるような局面ってあるんすかねえ。

事務局（日浦局長）

日頃からそういう関係が築けてないというのは事務局としてのふれあいと言いましょうか、お話が出来ていないのは自覚をしております。地元の委員さんを通じて新規就農のお世話とか、あるものだとは思っていたんですが、ま、ちょっと、そういう事も原因の一つだったのかという指摘なのか分かりませんが、ちょっと、この方に関しましては、私は、事務局の職員に関しましては、関りが無い状態でこういう状況になっているというのが現状です。

田中農業委員

いや、事務局を責めてないんですよ。ただ、私農業委員として、ああ、破産されたんか、でさらっと終わるのも何かちょっと悔しい気もしましてね。日頃もうちょっといろんな形で関わって行けたらなという事で知りたいなと思ひましてね、ちょっと質問したんです。まあ、

さっきもちろつと言いましたけれども、恐らく担い手機構が恐らく指導的な立場だと思うので、ま、実際にはそこに尋ねてみます。ま、今後の進め方としては、やっぱりもうちょっと農業委員も新規就農に携わって行かないけんなどは密かに思っていますけどね。

角農業委員

あの、ちょっと関連的な事になるんですけど、農業委員として農地を斡旋する時には一生懸命斡旋してあげてやってんですけど、今田中さんが言うように、一人の方が米子の方から来て、1町程借りて殆ど放棄地にしておられます。で、農業委員として何も出来ないのかなという感じはしてまして、本当は担い手機構と農業委員と一緒にやっぱり貸し付けて、どうも放棄地になった所は見て回るような事をちょっと今のような状態では私個人的に農業委員がその人に文句言ってもあれだしなと思っておるとこなんですけども。この辺いい策はないかなという相談です。

事務局（日浦局長）

あの、ま、この今の話題の方とま、何名かおられるという委員さんのご指摘もございますので、今日の総会でこういう指摘があったという所をですね、機構の方に相談かけさせていただく形でまずは、何か出来る事はないかというか、まあ、農業委員会単独でしてという答えがあるのかも知れませんが、まずは、相談をかけるようにしてみようと思いますが、どうでしょうか。

公本農業委員

先程の田中委員や角委員と関連するんですが、104番の賃借人は拠点が富益になるんですけど、先一昨年辺りからしょっちゅう相談に来ていたんですよね、新しい農地をというような事からね。弓ヶ浜中学校の方の畑を紹介したりとかやってたんですけど、近隣の既存の農家との付き合いが上手く行かなかった事が大きな原因になって、行動が段々段々鈍って来たという事です。私のラッキョウ畑の3軒4軒隣で1反ちよつとの畑もあれしてたんですけど、中々近隣の農家と折角が上手く行かないと。そう言う様な事があって、担い手の方に地図だけ見てあんたやちは、これから農業やろうという人を放っぼり出すんかと言う様なことで、ちょっと怒った事があるんですよね。近隣の土

地改良区とか農事実行組合とか近隣の農家の方とか、ちょっとものの2、3時間あれば顔出しが出来るんじゃないかその位やってやれよ、と言う様なことを言っていたんですけど。多分間もなくもう一人の方が破綻をきたす様な状態で今、一生懸命相談に乗っている訳ですけど。特に県外から来た方の新規就農者を直ぐ放っほり出してしまうのね。ただ、書類と地図上の事だけでやってしまうから、非常に彼らは不安がっているのは確かで、そういう様な事からしょっちゅう私の方に世間話も併せてやって来てるんですけど、今回、すぐ近くに1区画9反ぶの所に大規模でネギを植えている方もあるんですけど、ちょっとこれは人的な問題があって、一気に撤退をしたいと言う様な申出もあるんです。従って、3年かちょっと前でしょうか、中本さんが代理をしている時に、私はまだ農業委員の駆け出しで農業委員会憲章というものを読んで、4番目の認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と形成支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めますと言う一番肝心の農業委員の憲法の一つが実施されていないんじゃないかという事で会長に申出てくれと中本さんに言った事があるんですけど、それ以後ずっと、一時委員会の憲章を唱和しようという事はあったんですけど、それ以後全くの、転用の話が9割方というような総会になっている訳ですね。従って、新規参入者の支援を積極的に米子市の農業委員会は立ち上がるべきだという風に思っています。特に弓浜地区は、新規就農者が相当数な数で増えてるんですけど、それが増えた分が策から漏れるような形で消えて行くと。一人現金が750万円の支援をしたものが、10年経ったら影形無いと言う様な現状を2、3見受けられますので、会長、是非その辺の所を何らかの計画を立ち上げて貰いたいと思います。余分な事ですけども、無くなっていく人達のスタート時点の顔と、最後にもう駄目ですわという風に言ってきた時の顔を見ると耐えきれないものがあります。ちょっと関わっているものですから、余計にそう感じますので。

議長（田邊会長）

そういう方が居られると耳にしましたので、機構と一緒にになって相談してみたいと思いますので、よろしくお願いします。他にございませんか。

三島推進委員

資材置き場についてですが、資材置き場に3メートル以上の矢板みたいなものを立てられて、その風の影響を受けて砂がたつわで大変な

被害を受けています。資材置き場の規制というのは無いのでしょうか。

事務局（日浦局長）

転用時点での被害防除計画という面ではあるのですが、三島委員の現場はその後に矢板が立てられた事かと思います。ですので、被害防除計画上に、計画にもしそういう事がありますようでしたらば、その対策については講じられるのですが、その後に形状が変わったというものに関しましては中々物がいい辛いのかなというのが現状でございます。

三島推進委員

当初はそこにそういうものを立てるっていう事は謳って無かったですよね。まあ、下水とか流す、結構建屋も中にプレハブですけども、どんどん建てておられまして。

事務局（石田主任）

現場を事務局でも見ておまして、確かにいつぞやから周りの方に矢板があるな、という所で、当初の図面ではやはり無かった部分に関しては、審議されていない部分でもありますので、その後営農に支障が出ている事もありますので、転用事業者の方にはそういうご計画では無かったですよね、というお話をさせていただこうかな、と思います。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

池口推進委員

二点聞きたい。令和5年度の労賃はもう決まっとおですかいね、米子市は。淀江町は決まって出したが。

事務局（日浦局長）

今日締切ですね、委員さんから集めさせていただきまして、次に運営部会の方で一回諮らせていただきまして、3月総会の前に労賃協を開きまして、そこでの決定と言うシナリオで今準備をしております。

池口推進委員

もう一点はね、認定農業者と言う人はどういう人がなれえですか。

事務局（日浦局長）

労働時間と所得が主なものかと思うのですが、実際に認定農業者である方から実態をご説明が良いのか。計画を作っていただきまして、認定農業者の認定を行って追跡を行っていくという事になるかと思えます。目安としては、営農の時間と所得の2つが必須条件であります。後は何をどう作っていくとか、そういう計画書を出していただいて、市長部局の方で決済するというのが認定農業者の申請の手続きになるかと思えます。

関本農業委員

認定農業者の最低の条件が、5年計画で所得が350万円、これが取れるという計画を認められたらなれます。面積が多かろう少なかろうじゃなくて。面積で米だったら10町位作らないと350万円にならないです。しかし、2町や3町でもネギやなんか作れば350万円になるかも知れません。それを5年計画で達成できるかどうかを審議されて、大体基本はそういう考えですね。

能登路推進委員

認定農業者になる時にですね、まず、経営改善計画というものを出さなければなりません。経営改善計画の中に先程関本委員が言われたように5年間で350万円の利益というか実益があがっていく計画を立てて、それを5年間向かってやっていくんだと、その計画に則つとれば、まずは認定農業者の資格が有るという事です。中は水稻であろうが何であろうが作物については、面積については要件になりません。ただ、経営改善計画を作って来て5年間やられた中で、実際にそれが達成出来ているのかいないのか、それは再審査され、次の更新の時にありますので、それが出来ていなければ再更新出来ないという風に考えております。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（河野事務局長補佐）

3月10日（金）13時30分から、市役所旧庁舎603会議室におきまして、3月定例総会を開催予定としております。

次に、2月の農地相談会は、中止とさせていただきます。

次に、2月分の活動実績報告書ですが、3月6日（月）までにご提出いただきますと助かります。年度末が近づきましたので、報告書の提出漏れの無いようにお願いします。また、先の話になりますが、3月分の報告書は、来月にご案内する提出期限を守っていただきますようお願いいたします。報告用紙が足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

3月議案送付の際に、最適化推進委員の募集要項等を同封いたしますので、宜しくお願いします。募集期間は3月1日から31日までです。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時35分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員